**第 9 号 議 案**

# 令和８年度長崎県長崎魚市場特別会計予算

令和８年度長崎県長崎魚市場特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ250,405千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表地方債」による。

（歳出予算の流用）

第４条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

公債費に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内での他の項からの流用

令 和 8 年 3 月 11 日 提 出

長 崎 県 知 事　　平　　田　　研

第１表　歳入歳出予算
　歳　入

| 款 | 項 | 金　　額 |
|---|---|---|
| | | 千円 |
| 1 使用料及び手数料 | | 169,939 |
| | 1 使　用　料 | 169,939 |
| 2 繰　入　金 | | 55,663 |
| | 1 一般会計繰入金 | 55,663 |
| 3 繰　越　金 | | 1 |
| | 1 繰　越　金 | 1 |
| 4 諸　収　入 | | 2 |
| | 1 雑　　入 | 2 |
| 5 県　　債 | | 24,800 |
| | 1 県　　債 | 24,800 |
| 歳　　入　　合　　計 | | 250,405 |

第１表　歳入歳出予算
　歳　出

| 款 | 項 | 金　　額 |
|---|---|---|
| | | 千円<br>250,405 |
| 1 農林水産業費 | 1 水産業費 | 246,474 |
| | 2 公　債　費 | 3,931 |
| 歳　　出　　合　　計 | | 250,405 |

第２表　債務負担行為

| 事　　項 | 期　　間 | 限　　度　　額 |
|---|---|---|
| 水産行政県有施設等管理業務 | 令和　９年度 | 千円<br>154,475 |

第3表　地　方　債

| 起　債　の　目　的 | 限　度　額 | 起　債　の　方　法 | 利　率 | 償　還　の　方　法 |
|---|---|---|---|---|
| 魚　市　場　管　理　費 | 千円<br>24,800 | 債券発行又は普通貸借<br><br>（借入先）<br>財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他<br><br>（借入時期）<br>令和8年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。 | 年利5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） | 借入時期から30年以内（うち据置期間5年以内）において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。 |
| 計 | 24,800 | | | |